

黒岩小学校閉校記念協賛会規約

第1条（名称・事務局）

この会は、「黒岩小学校閉校記念協賛会」と称し、事務局を黒岩小学校に置く。

第2条（目的）

この会は、黒岩小学校の閉校に伴い、その優れた伝統と輝かしい業績を讃え、地域の文化を継承し、次代を担う子どもへの教育の礎となるよう各種行事の支援及び記念事業を行うことを目的とする。

第3条（会の事業・行事）

- ・この会は、2条の目的を達成するため、学校・P T A・町内会及び町関係機関との連絡を密にするとともに、各種団体の協力を得て下記の行事・事業を行う。
 - （1）閉校記念式典（「式典」そのものは町主催の行事）
 - （2）記念誌「黒岩」（仮称）と同窓会名簿の発行（別冊）
 - （3）思い出を語る会（仮称）
 - （4）必要資金の調達
 - （5）その他、目的達成に必要な事業

第4条（会 員）

- ・この会の会員は、次の通りとする。
 - （1）黒岩小学校の卒業生
 - （2）黒岩小学校P T A会員
 - （3）黒岩町内会員
 - （4）黒岩小学校教職員
 - （5）その他、この会の目的に賛同するもの

第5条（役 員）

- ・この会は、次の役員を置く。

○会 長	1名	○副会長	4名	○事務局長	1名	○事務局次長	1名
○監査	若干名	○部 長	3名	○副部長	各部若干名		

第6条（役員を選出）

- ・会長、副会長、監査は総会において選出する。その他の役員については、会長が委嘱する。

第7条（役員職務）

- （1）会長は、会務の統括者として会を代表し、必要と認めたときに各種会議を招集する

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は代理する。
- (3) 事務局長は、会の実務を行う。
- (4) 監査は、会計や事業の監査を行う。

第8条（部の設置）

- ・行事、事業を行うため、次の各部を置く。
 - (1) 総務部
 - (2) 事業部
 - (3) 行事事部

第9条（事務局・部の業務）

- (1) 事務局は、会の連絡調整等にあたる。
- (2) 総務部は、全体的な企画・業務の推進、案内状等の発送、会の会計業務等にあたる。
- (3) 事業部は、募金の立案・推進、記念事業（記念誌発刊等）、同窓会との連携、その他事業に関わる業務にあたる。
- (4) 行事事部は、記念行事（式典、思い出を語る会[仮称]等）の企画・運営、その他行事に関わる業務にあたる。

第10条（会議・議決の方法）

- ・この会の会議として、総会、役員会、部会を設ける。
 - (1) 総会は、本会の最高決議機関で、賛同する全会員をもって構成する。
 - (2) 役員会は、本会の執行機関で、会長、副会長、事務局長、各部長、監査で構成し、総会で決定された方針に基づき本会の業務を推進する。
 - (3) 部会は、部長・副部長と部員をもって構成する。
 - (4) 議決は出席者の過半数をもって有効とする。

第11条（経費）

- ・この会の経費は、町からの助成金、趣旨に賛同する卒業生・町民からの寄付金、その他をもって充てる。

第12条（細則）

- ・この会の会則に定めるほか、事業遂行に必要な事項については、役員会の審議を経て細則として、会長が別に定めることができる。

第13条（会の解散）

- ・この会は、閉校記念行事及び事業が完了し、決算の承認が終了した時に解散する。

付 則　この規約は、平成24年7月20日より施行する。